

■身体拘束せずとも適正化措置講じなければ減算 厚労省

- ・厚生労働省は 20 日、介護事業所の利用者に身体拘束を行っていないとしても、委員会の開催や指針の整備など身体拘束の適正化を図る措置を全て講じていなければ「身体拘束廃止未実施減算」が適用されるとする Q&A を出した。
- ・それによると、▽身体拘束の適正化を図る委員会を 3 カ月に 1 回以上開催▽身体拘束適正化のための指針の整備▽定期的な研修の実施－の全ての措置を講じていなければ、身体拘束を行っていないとしても身体拘束廃止未実施減算が適用対象となり、短期入所系・多機能系サービスでは所定単位数の 1%を減算する。施設系・居住系サービスでは、所定単位数の 10%を減算する。
- ・身体拘束の適正化を図る措置が講じられていない事実が発覚した場合は、その事実が発覚した月に減算が適用され、過去にさかのぼって適用することはできないとした。
- ・また、利用者の生命や体を保護するためにやむを得ず身体拘束などを行う場合には、「切迫性」「非代替性」「一時性」の 3 要件全てを満たすことを示す記録が確認できなければ、減算が適用されることも明示した。
- ・介護事業所で原則禁止されている身体拘束の適正化を図る身体拘束廃止未実施減算は、2024 年度の介護報酬改定で施設系・居住系サービスから短期入所系・多機能系サービスに適用範囲が拡大された。ただ、24 年度中は経過措置が設けられ、短期入所系・多機能系サービスには同減算を適用しないこととされている。
- ・この経過措置が 25 年 3 月末で終了するのを踏まえ、厚労省は短期入所系・多機能系サービスでの身体拘束廃止未実施減算の取り扱いに関する Q&A を都道府県などに出した。
- ・Q&A ではほかに、24 年度の報酬改定で新設された「高齢者虐待防止措置未実施減算」の算定要件となる虐待防止のための研修の実施回数も明確化した。年 2 回以上の研修が求められるのは施設系・居住系サービスで、訪問系・通所系・短期入所系・多機能系などのサービスでは年 1 回以上の研修が必要だとした。

※詳細は下記資料をご参照ください。

○介護保険最新情報 Vol.1345「高齢者虐待防止措置未実施減算、身体拘束廃止未実施減算の取扱いに係る Q & A の周知について」

令和 7 年 1 月 20 日 厚生労働省老健局高齢者支援課

<https://www.mhlw.go.jp/content/001378290.pdf>